別表六（八）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「平成31年旧措置法」という。）第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「試験研究費割合の計算」の各欄は、当該事業年度が平成29年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合（別表六(十一)「10」の欄に金額の記載がある場合を除く。）にのみ記載すること。

3　「税額控除割合（(5)＝０の場合は0.085）」の(12)の欄は、当該事業年度が平成31年旧措置法第42条の４第８項第４号に規定する設立事業年度である場合には、「0.085」と記載すること。

4　「税額控除割合（(13)、(14)又は(15))＋((13)、(14)又は(15))×(16)（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）」の(17)の欄は、平成31年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「0.1又は」を消し、同年４月１日以後に開始する各事業年度にあつては「又は0.14」を消すこと。

5　「当期税額基準額(19)×((0.25又は0.4)＋(20)」の(21)の欄は、その適用を受ける法人（当該事業年度終了の時において法第66条第６項第２号又は第３号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの、法第４条の７（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人及び株式移転完全親法人を除く。）が平成31年４月１日以後に開始する事業年度において租税特別措置法第42条の４第２項各号に掲げる要件を満たす場合には「0.25又は」を消し、その他の場合には「又は0.4」を消すこと。

別表六(十七)及び別表六(十八)を削る。

別表六(十六)の表中

「震災特例法第17条の２・震災特例法第17条の２の２・震災特例法第17条の２の３」を「震災特例法第17条の２・震災特例法第17条の２の２・震災特例法第17条の２（旧震災特例法第17条の２）」に、

「の３」を「調整前法人税額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」、別表一(三)「２」又は別表一の三「２」若しくは「28」）」に、

「調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「７の㉘」）」に、

「調整前法人税額（別表六(六)「７の㉗」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「７の㉗」）」に、

「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉖」）」に改め、同表の記載要領１号中「又は」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第15条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の２第２項若しくは第３項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改め、同表四号中「第17条の２第４項第１号ロ及びニ」を「第17条の２第４項第１号ハ及びヘ」に、「同号ヘ」を「同号チ」に改め、同表五号中「別表六(二十八)「７」又は別表六(二十八)付表「２」」を「別表六(六)「７」又は別表六(六)付表「２」」に改め、同表を別表六(十六)とする。